

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について

改正理由：入学時期及び履修科目数の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (入学時期) 第5 短期留学生の入学時期は、10月とする。 〔省略〕 (履修科目数) 第1 2 短期留学生の履修科目数は、1 学期につき<u>14単位</u>相当以上、年間30単位相当以下を標準とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成22年9月3日から施行し、平成21年10月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (入学時期) 第5 短期留学生の入学時期は、10月<u>又は4月</u>とする。 〔省略〕 (履修科目数) 第1 2 短期留学生の履修科目数は、1 学期につき<u>10単位</u>相当以上、年間30単位相当以下を標準とする。 〔省略〕